

第 33 回 金融庁契約監視委員会の概要

○開催日時：令和 4 年 1 2 月 9 日（金）10 時 00 分～11 時 15 分

○開催場所：中央合同庁舎第 7 号館西館 9 階 9 0 5 B 会議室

○出席者：赤松委員長、石島委員、長岡委員

○議題：

（１）事務局説明

金融庁における令和 4 年度上半期の契約状況について

（２）契約担当者説明及び質疑応答

- ① 金融モニタリングシステム（FIMOS）に係る設計・開発等業務 一式
- ② 「金融創業支援ネットワーク」の構築に係るモデル事業 一式
- ③ 市場監視業務の高度化に向けた次期システムの要件定義書等作成支援業務 一式
- ④ 令和 4 年度「中国語研修（４月期、９月期、１月期）」の実施 一式
- ⑤ 英文書簡等の校閲業務（区分 1）一式
- ⑥ 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の現行(第 4 世代)システムの運用及び保守延長業務 一式

○主な審議内容

質問・意見	説明
① 金融モニタリングシステム（FIMOS）に係る設計・開発等業務 一式 ・新規事業者・複数者が応札できるように取り組んだ内容 ・総合評価では、どのような項目を評価したのか ・低落札率となった理由	・新規事業者を含めた複数者に対して声かけを行った。 - また、入札公告前に行った意見招請結果を踏まえ、調達仕様書や要件定義書の修正等を行った。 ・主に、業務及び情報システムの特性に係る理解、当該プロジェクトを遂行するための体制整備、情報システムの全体方針（クラウド利活用、操作性（ユーザビリティ）等）、ランニングコストの抑制に係る提案などを評価するための項目を設定した。 ・市場調査として、複数者から見積書を徴取し、適正な予定価格を作成した。

・企画競争では、どのような内容を評価したのか

・複数者が参加できるように取り組んだ
内容

・企画競争では、どのような内容を評価したのか

・複数者が参加できるように取り組んだ
内容

本件は新規事業者の参入もあったことから、競争性が働いたと認識している。

・主に、業務内容に対する理解度、プロジェクトの計画能力、実施能力、組織及び業務従事者の経験、能力などを評価するための項目を設定した。

契約締結した事業者は、主に業務の妥当性、業務の実施方法の充実度・実効性、プロジェクトの実施体制について評価が高かった。

- ・昨年度に実施した同事業の契約相手方を含む複数者に対して、本件への参加を呼びかけた。

また、参加希望者に業務内容を説明した。

- ・主に、現行システムの課題の理解度とその要因についての仮説、プロジェクトの中核となる者について類似プロジェクトにおける実績及び自己評価、本案件に必要な特定の知識の有無などを評価するための項目を設定した。

- ・過去の調達実績や他省庁の事例など、多方面から事業者情報を収集した。

そのうえで、既存の参入事業者以外の事業者に対しても広く声掛けを行った。興味を示した事業者に対しては、機密保持契約を締結の上、仕様書や現行システムの設計情報等を開示し、業務内容を丁寧に説明し

④ 令和４年度「中国語研修（４月期、９月期、１月期）」の実施 一式 ・どのように研修の品質を確保しているのか ・低落札率となった理由 ⑤ 英文書簡等の校閲業務（区分１）一式 ・一者応札となった要因 ⑥ 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の現行（第４世代）システムの運用及び保守延長業務	た。 ・仕様書の作成に当たっては、より多くの者が参加できるよう、複数の事業者から仕様に係る具体的な意見を聴取し検討した。また、デジタル統括アドバイザーをはじめ、庁内有識者からの意見を仕様に反映した。 ・仕様書において、研修の実施内容・体制や研修講師に関する要件を定めている。 これにより、入札参加希望者から事前提出された提案書が当該要件を満たしているか審査し、合格者のみ入札参加できるとすることで研修の品質確保に努めた。 ・市場調査として複数者から参考見積を徴取し、適正な予定価格を作成した。 本件は最低価格落札方式を採用しており、複数者が参加し競争性が働いた結果、低落札率となったものと認識している。 ・複数者に声掛けを行ったものの、結果として一者応札となった。このため、入札終了後に、入札不参加の事業者に対して、本件入札に参加しなかった理由を照会したところ、プライバシーマーク保有が入札参加条件であったためとの回答があった。 今後は、プライバシーマークを取得している業者を事前にリサーチするとともに、他省庁からも情報収集するなどして、競争性の確保を図っていく。
--	---

- ・落札率が 100%となった理由

- ・市場調査として複数者へ見積依頼を行った結果、1者より見積書を徴取し、適正な予定価格を作成した。

本案件は、最低価格落札方式を採用しているが、結果として当該見積書を徴取した事業者の一者応札となったことによるものである。

- ・本調達に当たって、金融庁内の他の情報システムの運用業務を受託している複数の事業者に対して、調達案件の業務内容を説明するなど、対応可能な事業者の開拓を実施した。

しかし、「本件はシステムの規模が大きく、システム運用を行うためには、相応のスキルを持つ要員を多数含む体制を構築する必要があり、要員を十分に手当できる見込みがない。」、「本件システム及びアプリケーションに特段の知見を有しないため、業務を安定的に遂行するのは困難である。」等の理由により、契約相手方を除いて入札への参加が得られず、結果として一者応札となったものである。

4